

鹿児島市地域子育て支援センター事業業務委託仕様書

鹿児島市地域子育て支援センター事業業務委託に関する仕様書は、次のとおりとする。

1. 事業実施の条件

本事業の実施に当たっては、次の条件を満たさなければならない。

(1) 開設時期

令和8年4月1日

(2) 利用対象者

地域内の居住にかかわらず、次に掲げる対象者

- ア 小学校に就学するまでの者（主として概ね3歳未満）とその家族
- イ 妊娠中の者とその者に同伴する者
- ウ 子育てに係る相談等を希望する者
- エ 子育てに係る活動を行う者

(3) 開所日及び開所時間

- ア 1週間当たりの開所日数は、5日以上を原則とする。ただし、5日以上の開所が困難な場合は3日以上でも可とする。
- イ 1日の開所時間は、午前9時から午後4時までとすること。
- ウ 1年間を通じて、あらかじめ開所する曜日を定め、市へ届け出ること。
- エ 開所する日及び開所時間並びに講座やイベントの情報は、実施月の前月までにお便りやホームページ等で、利用者に対してわかりやすく、早めに周知広報を行うこと。
- オ あらかじめ決めた開所の曜日に事業の実施ができない場合は、同一週で代替日を設け、利用者へお便りやホームページ等で周知広報を行うこと。

(4) 事業内容

鹿児島市地域子育て支援センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、常設の地域子育て支援センターを開設し、次に掲げるアからカまでの全ての事業を実施する。

特にア(ア)、イ及びウ(ア)に掲げる事業については、開所日に必ず実施すること。

- ア 子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場の提供に関すること。
 - (ア) 子育て中の親子が気軽にかつ自由に利用できるよう、必要に応じて声かけ・助言を行うこと。
 - (イ) 子育て中の親子が交流を深めることができるよう、季節の行事やミニイベント（親子体操や紙芝居、読み聞かせ等）を週2日以上開催すること。
- イ 子育てに関する相談・援助の実施に関すること。
 - (ア) 子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子のうち、相談・援助を希望する者に

対して、随時実施すること。

- (イ) 相談に関しては、必要に応じて地域の保健センターや関係機関との連携を図り、情報の共有や提供を行うこと。

ウ 子育て支援に関する情報の提供に関すること。

- (ア) 地域及び市の子育て支援に関する情報を利用者に周知すること。

- (イ) 毎月お便りを発行し、開所日や実施内容をわかりやすく伝えるとともに、子育て中の親子が必要とする育児や子育てに関する様々な情報を、地域の身近な立場から情報収集し、掲示板・図書・資料・通信・ホームページなどのいずれかの方法により提供すること。

- (ウ) 地域の子育て支援を行っている団体（校区社会福祉協議会「子育てサロン」・育児サークル等）と協力し、地域の子育て支援情報の発信を行うこと。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施に関すること。

子育て中の親子を対象として、月1回以上子育てに関する講習会（講座）等を実施すること。

オ 開設する地域や関係機関との連携

- (ア) 開設する地域内で子育て支援ネットワークの構築に向けて、地域の保健センター、その他行政機関や、保育所等の子育て支援施設、民生委員、児童委員と協力や連携を行うこと。

- (イ) 開設する地域以外の子育て支援施設等と情報共有や意見交換を行うため、同じ地域子育て支援拠点事業を実施する、すこやか子育て交流館、親子つどいの広場等と協力や連携を図るほか、鹿児島市子育て支援ネットワーク会議地区ブロック会議に参加すること。

- (ウ) 子育て支援ネットワークの構築に向け、地域における子育て支援施設、保健センター、民生委員、児童委員、関係機関等を交えての地域支援者会議を年2回以上開催すること。

カ 地域支援活動の実施に関すること。

- (ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

- (イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

- (ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(5) 事業の実施場所

事業を実施する場所は、法人等が確保するものとし、次に掲げる基準に適合すること。

ア 実施場所の名称は、名称の前に必ず「鹿児島市地域子育て支援センター」を入れ、施設

の入り口等に「鹿児島市地域子育て支援センター〇〇〇〇」という名称を記した看板を掲げること。

イ 保育所等の児童福祉施設、小児科、産婦人科等の医療施設、空き店舗、公民館などの屋内で、未就学児の親子等が集う場として適した場所であり、事業を実施するにあたり安全性を十分確保できるものであること。

ウ 複数の場所での実施とせず、拠点となる場所を1か所定めて実施すること。

エ 出入口、廊下、トイレ、授乳室等のスペースを除き、開所中に専用のスペースとして事業を実施するための、概ね10組程度の未就学児の親子が一度に集える広さ（約33㎡以上）を確保すること。

オ 専用スペースのほか、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。設備の設置については、安全性を十分確保すること。

カ 既存施設内に専用スペースを設ける場合は、申込前に許認可等を受けている担当部署へ専用スペースとして使用しても支障がないか、使用する際に必要となる手続がないかを確認すること。

キ 対面、電話、ファックス及び電子メールで、利用者からの相談や問合せに対応すること。

ク 利用者の自動車や自転車等が駐車できるスペースがあること。

ケ 専用スペースは、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を行い、衛生及び安全を確保すること。

コ 消火器の設置や2か所以上の避難経路を確保するなど、消防署の指導に従い利用者が安全に利用するための必要な施設であること。

※乳幼児を連れて避難する際に支障が生じないよう、1階で実施することが望ましい。

サ 昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること。ただし、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物のうち耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものを含む。

※賃貸借物件で事業を実施する場合、実施する場所の賃貸借契約が成立していなくても申請は可能であるが、決定後は建物所有者と賃貸借契約を締結すること。

(6) 職員

ア 資格

次の(ア)及び(イ)の双方を満たす職員を配置すること。

(ア) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有し、各種福祉施策についても知識を有しているもの

(イ) 職員の資格は、保育士、幼稚園教諭又は子育て支援員研修修了者（地域子育て支援コース〔地域子育て支援拠点事業〕）のいずれかの資格を有する者であること。

イ 配置

- (ア) 事業の実施場所又は同一の施設内にいる者の中から施設責任者を1人、職員の中から主たる担当者を1人以上決めて市へ届け出ること。うち1人は保育士又は幼稚園教諭の資格を有すること。

なお、他の地域子育て支援センターと兼務することはできないものとする。

- (イ) 施設責任者は、法人等と連携し、子育て親子が安全に利用することができるよう施設等や事業の実施について安全確保に努めること。

また、主たる担当者は、子育て親子が利用しやすいような事業の実施に努めるほか、施設責任者の指示により、施設等や事業の実施について安全確保に努めること。

- (ウ) 利用者の安全確保及び適切な施設運営を行うため、開所時間中は専任職員を常時2人以上（うち1人は保育士又は幼稚園教諭の資格を有すること。）配置すること。

※専任職員とは、地域子育て支援センターを開所している時間帯を通して必ず配置され、開設時間帯は地域子育て支援センター以外の業務に従事できない職員であり、かつ他の補助事業の対象でない職員である。

※地域子育て支援センターの開所時間中に「地域支援活動」を実施する場合にあっては、当該活動を行う時間帯にも、地域子育て支援センター内に常時2人以上の専任職員を配置すること。

- (エ) 常勤職員（週40時間程度従事する者）を1人以上配置すること。やむを得ず、継続的に、常勤職員を1人以上配置できなくなる場合は、常勤職員を1人以上配置できなくなる日の30日前までに、事業者は市と協議すること。

ウ 職員は、市が実施する研修のほか、各種研修に積極的に参加し、資質・技能等の向上に努めること。

(7) 運営について

ア 法人等は利用者が安全に利用できるよう配慮を行うとともに、混雑時は安全を考慮して受入れを行うこと。なお、事故が発生したとき又はその恐れがあるときは、応急処置や鹿児島市こども未来局こども政策課（以下「市こども政策課」という。）への報告を速やかに行うなど、適切に対応すること。

イ 必要な医薬品等を備えること。また、感染症等が発生し、まん延しないための必要な措置を講じるよう努めること。

ウ 上記1の(2)に掲げる利用対象者が、広く平等に地域子育て支援センターを利用することができるようにすること。

エ 実施に当たり、市こども政策課や地域の保健センター、すこやか子育て交流館及びその他の子育て支援施設、民生委員、児童委員等と連携及び協力しながら、市民に対して公平かつ適切なサービスを提供すること。

オ 消火訓練を年2回以上、火災の避難訓練を年2回以上、その他災害・防犯等の避難訓練を年1回以上実施すること。

カ 事業の利用料

(ア) 事業の利用料は原則無料とすること。

(イ) 食費や講習会の材料費等、利用者負担が適当と思われる必要最低限の実費については、市と協議の上、利用者に実費を負担させ、法人等が当該費用を徴収することができる。

キ 利用者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

ク 個人情報が適切に保護されるように配慮するとともに、地域子育て支援センターを運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託契約が終了後又は従事者が職務を退いた後も同様とすること。

2. 委託について

(1) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※基本協定を締結後、会計年度ごとに契約を行うが、双方の合意の上、契約を更新することができる（最長で令和10年3月31日まで）。

※委託契約事項を遵守しない等、当該事業を実施又は継続させることが適当でないと市が判断したときは、契約を更新することができない。この場合、市は受託法人等の損害に対し、賠償の責任を負わない。

(2) 委託料（運営に係る分）

ア 限度額

各年度の限度額は、国の交付金（地域子育て支援拠点事業）の基準額を基本とし、当該年度の予算の範囲内とする。

なお、年度途中に開設した場合は、開設する年度の限度額を12で割り、事業実施する月数を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

(参考)

令和6年度国の重層的支援体制整備事業交付金 基準額（地域子育て支援拠点事業）

5日型 1か所につき、年額10,306,000円（常勤職員を配置する場合）

3～4日型 1か所につき、年額7,688,000円

※社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する第二種社会福祉事業に該当することから、当事業の委託料に係る消費税は非課税となる。

イ 対象経費

(ア) 対象経費は、事業の実施に直接かかわる経費で、次のとおりとする。

職員等の人件費、需用費（印刷製本費、光熱水費、消耗品費等）、役務費（保険料、通

信運搬費）、備品購入費（おもちゃなど）、報償費（講師謝金等）、職員の旅費、研修会への参加負担金及び資料代等、地域子育て支援センターの実施に要する施設等賃借料など

- (イ) 施設の建設費及び改装費等のハード面に要する経費及び資産形成に資する経費は対象外とするが、施設の軽微な修繕等に係る経費は対象とする。
- (ウ) 他の補助金や交付金を受けている経費は除く。